

成蹊大学経済学部規則

制 定 2019年2月22日
学 園 理 事 会
最新改正 2022年3月16日
常 務 理 事 会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学部規則は、成蹊大学学則(以下「学則」という。)第3条の規定に基づき、経済学部(平成32年4月1日設置)の教育課程、履修方法、卒業、転・編入学等に関する事項その他学則実施上の必要な事項を定める。

(教育研究の理念)

第2条 この学部は、経済学及び学際的な分野の教育研究を行い、社会に貢献する自立した人材を養成するとともに、研究の成果を広く社会に発信することにより、社会の持続的な発展に貢献することを理念とする。

(教育研究上の目的)

第3条 この学部は、経済学の知識と分析力、確かな教養と豊かな人間性を基礎に、人類が直面する諸問題に対して主体的かつ批判的に向き合い、社会の発展のために貢献できる能力を学生に習得させ、加えて、地域社会に根ざしつつ、世界に開かれた教育・研究機関として、その成果を社会に還元することで持続的な経済発展と豊かな市民社会の実現に寄与することを教育研究上の目的とする。

2 この学部は、時代と共に移り行く教養及び専門に対応し、卒業後も生涯にわたって自ら学び続けていく人間の育成を目的として、各分野の基礎の徹底的な修得と、自ら主体的に学ぶ自発的学修姿勢の涵養を主眼として教育を行うものとする。

3 前2項のほか、学生受入方針、教員組織編制方針等、この学部における教育研究上必要な方針は、別に定める。

(学科所属)

第4条 学生の学科の所属は、学生の志望に基づき、入学のときに決定する。

第2章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第5条 この学部開設する授業科目の名称、単位数、配当年次、配当ターム及び履修方法は、別表第1に定めるとおりとする。

2 学則第35条第1項の全学共通科目における授業科目の名称、単位数、配当年次及び配当タームは、学則別表第1に定めるとおりとし、当該科目の履修方法については、別に定める。

3 学則第35条第3項の教職課程科目における授業科目の名称、単位数、配当年次及び配当タームは、学則別表第1の2に定めるとおりとし、当該科目の履修方法については、別に定める。

4 外国人留学生については、学修の必要に応じて、別に定める日本語科目及び日本事情等に関する科目を履修し、学則別表第1に掲げる授業科目の一部に振り替えることができる。

5 前項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものについて準用する。

(卒業に必要な修得単位数)

第6条 この学部の卒業に必要な修得単位数は、別表第2に定めるとおりとする。

(他学部科目等の履修)

第7条 学生は、他の学部にも開設されている授業科目を履修しようとするときは、あらかじめこの学部の学部長及び履修しようとする授業科目を開設する学部の学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の履修により修得した単位は、自己設計科目の単位として、卒業に必要な修得単位数に算入することができる。

(在学中又は入学前に他大学等において修得した単位等の認定)

第8条 学則第37条の2から第37条の4までの規定に基づき、学生が在学中又は入学前に他の大学等において修得した単位又は行った学修のこの学部における単位の認定については、別に定める。

(履修登録)

第9条 学生は、年度又は学期の始めに、履修しようとする授業科目について登録しなければならない。

2 学生は、現に在籍する年次の上位年次に配当されている授業科目及び既に単位を修得した授業科目を履修することができない。ただし、学部長が教育上必要と認めるものについては、この限りでない。

3 各年度において履修登録することができる単位数は、40単位(1つの学期については26単位)を超えることができない。ただし、学部長が教育上必要と認めるときは、この限りでない。

4 学部長は、教育上必要と認めるときは、前項に規定する単位数を超えて履修登録を認める授業科目を置くことができる。

(進級制限)

第10条 2年次の終了時点において、卒業に必要な修得単位数の合計が52単位未満の場合は、3年次に進級することができない。

(履修制限)

第11条 「上級ゼミナールⅠ」の単位を修得していない者は、原則として「上級ゼミナールⅡ」の履修をすることができない。

2 「上級ゼミナールⅡ」の単位を修得していない者は、原則として「卒業研究」の履修をすることができない。

第3章 卒業及び試験

(卒業の要件)

第12条 この学部を卒業するためには、所定の修業年限以上在学し、かつ、別表第2に定める単位を修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める要件を当該学生が満たしている場合は、学則第40条第2項の規定に基づき、修業年限を3年以上の在学とすることができる。

(学期末試験)

第13条 学期末試験は、学期末において行う。ただし、学部長が必要と認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(追試験)

第14条 所定の試験日に試験を受けることができなかった学生に対しては、欠席の理由が傷病、忌引その他やむを得ないものと認められる場合には、願い出により追試験を行う。

2 追試験に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目修了の認定等)

第15条 授業科目の履修登録をした学生についての授業科目の修了の認定は、当該授業科目の担当教員が行う。

2 成績の評価は、成績表に記入し、本人に交付する。

第4章 学士入学、転入学、編入学、再入学、転部、留学、退学勧告等

(学士入学)

第16条 学士入学の志願者が次の各号のいずれかに該当するときは、学則第24条の規定に基づき、欠員のある場合に限り、別に定める要件について審査の上、入学を許可することができる。

(1) この大学の他の学部を卒業してこの学部に入學を志願するとき。

(2) 他の修業年限4年以上の大学の学部を卒業してこの学部に入學を志願するとき。

2 前項に規定する学士入学の志願者については、別に定める選考方法により、学力審査を行う。

3 第1項の規定により入學する者の修業年限は、2年又は3年とする。

4 第1項の規定により学士入學をした学生が学士入學前に他の学部又は他の大学において修得した単位は、別に定める基準により、学士入學後の卒業に必要な単位として認定することができる。

(転入学及び編入学)

第17条 転入学又は編入学を志願する者については、学則第23条の規定に基づき、欠員がある場合に限り、別に定める選考方法により学歴及び学力の審査を行い、入學を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学した学生の修業年限は、2年又は3年とする。
- 3 転入学又は編入学をした学生が他の大学等において既に修了した授業科目の単位の認定については、前条第4項の規定を準用する。

(再入学)

第18条 再入学を希望する者については、学則第25条の規定に基づき、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 再入学を許可された学生の在学期間は、退学前の在学年数を通算する。
- 3 再入学を許可された学生が退学前に修了した授業科目の単位の認定については、第16条第4項の規定を準用する。この場合において、単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、原則として従前の表示のとおりとする。

(転部)

第19条 この学部への転部を志願する学生については、学則第27条の規定に基づき、当該学生が所属する学部の学部長の了承を得て選考を行い、転部を許可することができる。

- 2 転部を許可された学生が他の学部において既に修了した授業科目の単位の認定については、第16条第4項の規定を準用する。

(転科)

第20条 転科を志願する学生については、学則第28条の規定に基づき、教授会の議を経て選考の上、転科を許可することがある。

- 2 転科を許可された学生が転科前の所属学科において既に修了した授業科目の単位の認定については、第16条第4項の規定を準用する。この場合において、単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、原則として従前の表示のとおりとする。

(留学)

第21条 学生の留学に関する手続、履修の取扱い、単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(成績不振学生)

第22条 学期ごとのGPAが3学期間連続して1.0未満の学生は、学則第39条の2の規定に基づく成績不振学生とする。

- 2 成績不振学生には、専任教員による個別指導を行うものとする。

(退学勧告等)

第23条 前条第1項に該当する成績不振学生には、学則第32条第2項の規定に基づき、退学を勧告する。ただし、学部長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 退学勧告を受けた学生が、その後も改善の見込みがない場合は、学則第33条第3号の規定による除籍又は学則第55条第2号の規定による懲戒退学とすることができる。

附 則 (略)

2 現代経済学科

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム								
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	
専 門 科 目	ゼミナール科目	必修	基礎ゼミナール②				上級ゼミナールⅠ②			
							上級ゼミナールⅡ②			
		選択	プレゼンテーション演習②				卒業研究④			
							経済学ワークショップ④			
	サステナビリティ研究科目	地域コミュニティ経済科目	フィールドワークの技法②		社会調査の技法②		地域研究法②		情報分析ゼミナール②	
		グローバル経済科目	エリア・スタディーズA②		エリア・スタディーズB②		文化と経済②		国際理解ゼミナール②	
	基盤科目	基盤Ⅰ	初級マイクロ経済学Ⅰ②		初級マクロ経済学Ⅰ②		初級統計学Ⅰ②		初級経済数学②	
			初級マイクロ経済学Ⅱ②		初級マクロ経済学Ⅱ②		初級統計学Ⅱ②		社会経済地理学②	
		基盤Ⅱ	中級マイクロ経済学②		中級マクロ経済学②		中級経済数学②		中級計量経済学②	
			国際マクロ経済学②		行動経済学②		情報の経済学②		社会学②	
	総合科目	制度・歴史	経済史の基礎②		現代日本経済②		数量経済史②		日本経済史A②	
		社会理解	労働法②		企業会計②		社会理解実践講義②		経済実務講義②	
	応用発展科目	企業経済科目	産業組織論A②		産業組織論B②		組織の経済学②		国際経済学B②	
		金融経済科目	ファイナンスA②		ファイナンスB②		金融論A②		国際金融論②	
		地域・環境科目	環境経済学A②		環境経済学B②		都市経済学②		地球環境問題②	
		公共政策科目	財政学A②		財政学B②		公共経済学②		社会保障論B②	
		教育経済学②		社会保障論A②		社会保障論B②		公共政策特殊講義②		
		医療経済学②		ベーシック民法②		公共政策特殊講義②		政策課題演習②		

科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム							
		1年次		2年次		3年次		4年次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
応用 発展 科目	E A G L E 国際教養 科目			International Business②		Japanese Economy②			
				Current Topics in Business and Economics②					
				International Relations②		Regional Studies②			
				Current Topics in Global Issues②					
				Japanese Contemporary Issues②					
				Japanese Traditional Culture②					
				Current Topics in World Affairs②					
専門 科目	広域基礎 科目			日本史概論Ⅰ②		日本史概論Ⅱ②		世界史概論Ⅰ②	
				世界史概論Ⅱ②		人文地理学②		自然地理学②	
				地誌学②		現代の政治学②			
自己設計 科目		全学共通科目、現代経済学科開設科目のうち上記各科目区分から選択した科目、他学科科目、他学部科目、単位互換科目							

別表第2 卒業に必要な修得単位数 (第6条、第12条関係)

1 経済数理学科

科目区分				区分別必要単位数			卒業に必要な 修得単位数	
全学 共通 科目	外国語	英語科目	必修	4	16以上	28		124
			選択必修	2				
			選択					
	技能	初修外国語科目						
		日本語力科目						
		キャリア教育科目						
		情報基盤科目						
	教養基礎	健康・スポーツ科目						
		人文		8以上				
		社会科学						
	自然科学							
	持続社会探究	環境・地域						
		国際理解						
		人権・共生						
実践								
専門 科目	ゼミナール科目	必修		10	12以上	68		
		選択						
	基盤科目	基盤 I		18	26以上			
		基盤 II		8				
	総合科目	制度・歴史		2	6以上			
		社会理解		2				
	応用発展科目	応用科目		12	18以上			
		発展科目		6				
広域基礎科目								
自己設計科目					28			

2 現代経済学科

科目区分			区分別必要単位数		卒業に必要な 修得単位数	
全学 共通 科目	外国語	英語科目	必修	4	28	
			選択必修	2		
		選択				
	技能	初修外国語科目	16以上			
		日本語力科目				
		キャリア教育科目				
		情報基盤科目				
	教養基礎	健康・スポーツ科目	8以上			
		人文学				
		社会科学				
	持続社会探究	自然科学	8以上			
		環境・地域				
国際理解						
人権・共生						
専門 科目	ゼミナール科目	必修	10	10以上	76	
		選択				
	サステナビリティ 研究科目	地域コミュニティ経済科目	6	12以上		
		グローバル経済科目	6			
	基盤科目	基盤 I	12	20以上		
		基盤 II	6			
	総合科目	制度・歴史	4	6以上		
		社会理解				
	応用発展科目	企業経済科目	4	26以上		
		金融経済科目	4			
		地域・環境科目	4			
公共政策科目		4				
EAGLE国際教養科目						
広域基礎科目						
自己設計科目				20		

(注1) 「地域コミュニティ経済科目」の単位には、「フィールドワークの技法」「社会調査の技法」「地域研究法」「情報分析ゼミナール」のうちから1科目2単位以上を含めること。

(注2) 「グローバル経済科目」の単位には、「エリア・スタディーズ」「文化と経済」のうちから1科目2単位以上を含めること。